

法人の市民税

概要

法人の市民税は、市内に事務所や事業所がある法人（会社など）のほか、法人でない社団等にも課税される税金で、法人の規模に応じて課税される「均等割」と法人税の額に応じて課税される「法人税割」とがあります。

1 納税義務者

納税義務者の区分	納めるべき税	
	均等割	法人税割
(1) 市内に事務所又は事業所がある法人	○	○
(2) 市内に事務所又は事業所がないが、寮又は宿泊所などがある法人	○	
(3) 市内に事務所、事業所、寮、宿泊所等がある公益法人等で収益事業を行わないもの	○	
(4) (1)、(3)のうち、法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課されるもの（受託法人としての納税義務）		○
(5) 法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、市内に事務所又は事業所があるもの（受託法人としての納税義務）		○

(注1) 上記(1)には、公益法人等又は法人でない社団等で収益事業を行うものが含まれます。

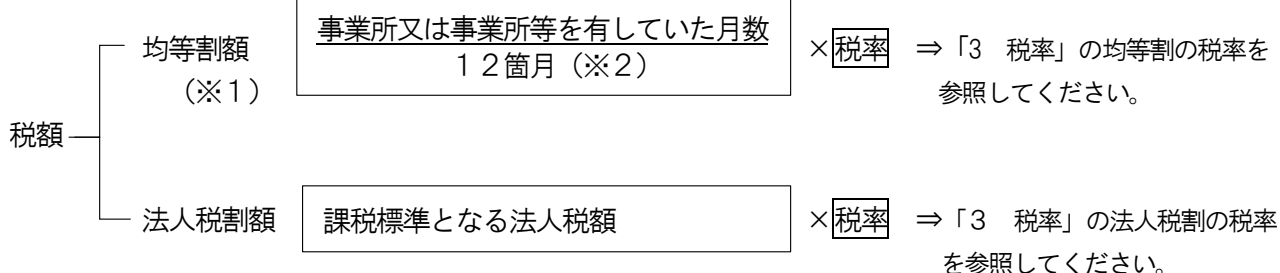
(注2) 上記(3)の中には、均等割が非課税又は課税免除となるものもあります。

(※) 次の法人が収益事業を行わない場合、均等割が課税免除となります。

- ・ 公益社団（財団）法人
- ・ 認可地縁団体
- ・ (団地) 管理組合法人
- ・ 特定非営利活動法人
- ・ マンション再生組合
- ・ 防災街区整備事業組合
- ・ マンション等売却組合、除却組合及び敷地分割組合

(注3) 上記(4)、(5)中の「法人課税信託」とは、信託のうち信託財産から生ずる所得について法人が課税されるものをいいます。当該受託者については、各法人課税信託の信託及び固有資産等ごとに別の者とみなされ、信託資産等の帰属者としては受託法人、固有資産等の帰属者としては固有法人と呼び分けられます。

2 税額の計算方法



- ※1 均等割額は、事務所又は事業所等がある区ごとに計算します。
 ※2 月数は、1月未満の端数日数が生じた場合は切り捨てます。
 ただし、切り捨てた結果、月数が0月となる場合のみ切り上げます。

3 税 率

●均等割の税率（年額）

法人等の区分		区内の従業者数(※1)	
		50人以下	50人を超える
資本金等の額(※2)を有する法人	ア 1千万円以下	5万円	12万円
	イ 1千万円を超え、1億円以下	13万円	15万円
	ウ 1億円を超え、10億円以下	16万円	40万円
	エ 10億円を超え、50億円以下	41万円	175万円
	オ 50億円を超える		300万円
資本金(出資金)の額を有しない法人及び公共法人等(一般社団(財団)法人、人格のない社団等) ただし、保険業法に規定する相互会社を除きます。		5万円	

- ※1 従業者数とは、区内に有する事務所又は事業所等の従業員者数の合計数です。
 ※2 均等割の税率区分の基準となる期末現在の「資本金等の額」とは、次の①と②を比較し、大きいほうの額となります。
 ただし、法人税割の税率区分を判断する場合は、均等割のような大小比較は行わず、①の金額を用います。
 ① 法人税法上の資本金等の額(注)－無償減資等による欠損てん補額＋無償増資額
 ② 「資本金＋資本準備金」又は「資本金の額」
 (注) 法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額
 (法人税明細書別表5(1)の36④の欄の合計)

●法人税割の税率・・・8.2%

ただし、次のアとイの両方の条件に該当する中小法人等の場合は、6.0%になります。(法人課税信託の受託法人である場合、又は清算確定申告(※)などを行う場合は適用されません。)

なお、令和元年9月30日以前に開始した事業年度については、8.2%は11.9%に、6.0%は9.7%に読み替えた税率を適用します。

ア 次のいずれかに該当する場合

(ア) 資本金等の額が3億円以下である法人

(イ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人(保険業法に規定する相互会社を除く。)

(ウ) 人格のない社団等

イ 課税標準となる法人税額(2以上の市町村において事業所等を有する法人等については、関係市町村に分割する前の額)が1,600万円以下である場合

※ 平成22年9月30日以前に解散した法人が行う申告です。

4 申告と納税

法人の市民税は、それぞれの法人が定める事業年度が終了した日等から一定期間内に、法人がその納付すべき税額を計算して申告し、その申告した税額を納めることになっています。

主な申告の種類	申告及び納付期限、納付税額
<p>確定申告</p>	<p>(申告及び納付期限) 事業年度終了の日の翌日から原則として2箇月以内</p> <p>(納付税額) 均等割額と法人税割額の合計額</p> <p>ただし、当該事業年度についてすでに中間(予定)申告・納付を行っている場合は、その中間(予定)申告の税額を差し引いた額</p>
<p>中間(予定)申告 (注) 法人税の予定申告税額が10万円を超える普通法人が申告納付します。</p>	<p>(申告及び納付期限) 事業年度開始の日以降6箇月を経過した日から2箇月以内</p> <p>(納付税額)</p> <p>(1) 予定申告 前期確定申告法人税割額の6箇月相当の額と、事業年度開始の日以降6箇月の期間において事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額との合計額</p> <p>(2) 仮決算に基づく中間申告 事業年度開始の日以降6箇月の期間を1事業年度とみなして計算した法人税額を課税標準として計算した法人税割額と、当該期間において事務所等を有していた月数に応じて計算した均等割額との合計額</p> <p>※ 通算子法人の場合、申告及び納付期限や納付税額の計算方法が異なる場合があります。</p>

(参考)

地方税ポータルシステム(eLTAX)を利用して、インターネットによる電子申告が可能です。
詳しくは、電子申告・納税のページ(65ページ)をご覧ください。